

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 平成29年7月20日(木)
午前10時～午後0時19分
- 3 場所 第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 副市長 小川信彦
総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘、教育こども未来部長 長谷川忍
秘書企画課長 佐野剛、同統括主査 小出健二、協働推進課長 小松浩、行政課長 中村定秋、危機管理課長 隅田昌輝、同主幹 秋田伸裕、市民窓口課長 近藤玲子、都市整備課長 西村忠寿、同主幹 田中伸行、同主幹 安田悠佑、維持管理課長 高橋太、同統括主査 竹安誠、子育て支援課長 西井上剛
- 6 事務局出席者 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤顕
- 7 議長あいさつ
- 8 副市長あいさつ
- 9 報告事項
- (1) 一部事務組合議会の経過報告
- ① 愛北広域事務組合議会
代表議員木村議員：資料に基づき説明
- 【質疑】
質疑なし
- (2) 執行機関からの報告
- ① 夏休みにおける放課後児童クラブの状況について
子育て支援課長：資料に基づき説明
- 【質疑】
質疑なし
- ② 県道名古屋江南線4車線化工事進捗状況報告について
都市整備課安田主幹：資料に基づき説明
- 【質疑】
宮川議員：地元への説明は終わっていると理解している。工事ごとに車の流れが変わるので、事前の誘導標識が必要に思う。岩倉中学校近辺の通行量が増えるのは容易に想像できるが、迂回が増えれば地元住民へ迷惑がかかるので、安全策を考えてほしいが配慮はどうなっているか。
都市整備課安田主幹：現状と道路の幅や車線本数も変わらない。道路の線形状も大きく変わらないので、交通量の流れは変わらないと県から聞いている。迂回路切替に関する予告看板を早めに設置いただくお願いはする。

宮川議員：工事が始まってからドライバーが現地を通過するときに右折ができなくなったことに気付くのではなく、その点の事前の配慮が必要ではないか。

都市整備課安田主幹：看板は出すように依頼する。

関戸議員：信号が無くなることによって、岩倉中学校北側の分別収集場所を変えないといけないと行政区から相談されているが、工事の時期について回覧に入れてもらいたいがどうか。

都市整備課安田主幹：時期については8月のお盆以降と聞いている。分別収集場所があることは県も把握しており、行政区や担当部署と調整すると聞いてはいるが確認していきたい。8月何日から切替が行われるかは聞かされていないが、決まり次第市への連絡、地域への周知は行っていただくよう伝えている。

大野議員：六差路に右折レーンが多くなると渋滞発生の可能性も高くなり、そこは中学生の通学路でもある。中学生に対する安全対策はどうなっているか。

都市整備課安田主幹：具体的な対策として交差点のカラー化を考えている。

大野議員：何らかの中学生に対する安全対策を県に要望してほしい。

都市整備課安田主幹：県には十分に対策するよう打診したい。六差路の信号については信号サイクルを中学生の登下校に合わせて調整するなど要望していきたい。

鈴木議員：無量寺交差点の信号機が廃止になると、平面交差に合わせて斜路を下げなくてはならないと思うが、斜路を下げた状態で工事を始めるのか。

都市整備課安田主幹：高さは変わらない。盛り上がり部分は将来的に4車線化しても今のままで切り下げなどはないと聞いている。

鈴木議員：私が確認した時点では斜路の部分は切り下げると聞いていたが確認である。

都市整備課田中主幹：全く高さが変わらないということではなく、交差点付近の会社の乗入程度で若干下がるということである。

鈴木議員：浅野羽根岩倉線の一宮方面からの車両について、平面交差の信号機をドライバーが確認すると、中学校方面へ手前右折する車両が今以上に増えることが考えられる。道も狭くて危険で、交互交差も難しいところである。ここの通行を規制しないとトラブルが発生すると考えられる。検討してほしいがどうか。

都市整備課安田主幹：県も危惧しているところで、何かしら対処が必要と聞いている。地元からも信号を避けるための通り抜けになってはいけないと

意見をいただいている。一方通行規制などの検討をしているようである。具体的な対応策までは聞いていないが県も懸念しているところである。再度対応に対する打診は行う。

梅村副議長：名草線の名古屋方面からの車両で、中学校正門から東に抜ける道があるが注意いただきたい。中学生の通学路になっている。

塚本議員：新設の西畑田交差点とあるがこれだけではわからない。西市町西畑田という交差点名になるのか。これは県が決めたのか、地元の意見なのか、それともこれから決まるのかどのようなか。

都市整備課安田主幹：まだ決まっていない。説明に分かりやすく暫定的で付けただけである。

③その他

(市民討議会の進捗状況等について)

秘書企画課長：資料に基づき説明

【質疑】

堀議員：市民討議会は市民参加条例に基づくものと思うが、「いわくらしやすい109の理由」をどのように位置づけて、市民参加条例の手続きを経なければならぬとしたのか。

秘書企画課統括主査：「いわくらしやすい109の理由」が市民参加条例に基づく市民参加の手続きのひとつという認識ではない。テーマが学校給食センターの跡地利用であるので、活発な討議となるよう設定した。

塚本議員：謝礼は出るのか、またいくらか

秘書企画課統括主査：1人当たり5千円分のクオカードを予定している。

榊谷議員：現地確認を予定しているようだが、いつ行うのか。

秘書企画課統括主査：詳細プログラムは決定していないが、第2討議の始まる前が適切と考えているので、1日目の最後になると思われる。

大野議員：参加申込途中であるが現在の女性比率はどうか。

秘書企画課長：現在4名である。

大野議員：拘束時間が長く、小・中・高校生の子を持つ世代が参加しづらいという意見があるようだ。その点について配慮はあったのか。

秘書企画課統括主査：討議内容からして、この程度の時間が適切かと考えた。初めての試みでもあるので、参加案内にアンケートに同封し、参加できない理由を集約し、今後に活用していきたいと考えている。

宮川議員：クオカードを使用できる個人店舗は市内にあるか。

秘書企画課統括主査：把握まではしていないが、ガソリンスタンドでは使用可能である。

宮川議員：商業振興のために市内店舗で使えるものを一考いただきたい。

秘書企画課統括主査：現金支払いは口座登録など手続きが必要になる。2日間のイベントには使い勝手も良いということで今回はクオカードとしたが今後は研究していきたい。

(大雨による被災状況について)

危機管理課長：資料に基づき説明

【質疑】

関戸議員：平成橋カメラが水面しか映されていない。水深メモリがあると分かりやすいがどうか。

危機管理課長：平成橋にはカメラがふたつ付いているが、橋の下流を映しているものはメモリが付いているので、そちらを参考にしていきたい。メモリの赤色部分を超えると越水の目安になると思われる。

大野議員：水防団の招集時間はいつであったか。

危機管理課長：水防団招集メールは11時57分に発信している。

大野議員：水防団を一旦消防署に招集させて、その後の活動のために一旦自宅で着替えてから現場へ出動したとも聞いている。後手に回って水防団の現場到着が12時半ごろであった。メール配信方法に問題があったと思われるがどうか。

消防長：昼間の参集であったので、仕事中ばらばらの参集となった。消防署に集まった団員、直接現場に参集した団員と様々であったが、発信方法については今後検討したい。

大野議員：建設部は先にアンダーパスを確認に現地へ赴いた。建設部が通行止めを行い現場確認していたが他との連携が取れていない。危機管理課との連携はどのようになっているのか。

総務部長：10時頃雨が強くなり建設部が市内確認に出かけた。その後も建設部は市内の状況を注意し、消防本部は五条川を注視していくということで確認していた。しかしながら現状報告が伝わらなかったことは認識している。総務部、建設部及び消防本部で今回の動きを整理して次回に活かしていきたい。

大野議員：11時10分頃に五条川の映像確認をしたところ、水深メモリの赤い部分を水深が上回っていた。職員が五条川の様子を確認するのは当然であるが後手になっている。

総務部長：平成橋カメラは十分注意していた。台風3号の際の土のうが積んであったこと、建設部、消防本部と分担して警戒していたが、結果として連携がうまく取れていなかった。上流部の状況まで把握できていないこと

もあったが、それらも留意して対応することの必要性を痛感したので、今後もご意見をいただきたい。

大野議員：水防団の招集をかける前に消防職員を一定数派遣し活動すべきではなかったか。

消防長：午前10時13分に署長及び隊員を含め現地を確認した。11時10分にも後方車を出し現地確認をさせていただいた。

大野議員：現地確認したにも関わらず必要ないという判断がおかしいと思う。現地確認まで行ってなぜ水防活動が必要ないと判断できたのか。

消防長：必要ないという判断ではなく、必要であると判断し、水防団の招集を行った。

鈴木議員：1番最初に越水した場所はどこで何時に起きたのか。また災害対策本部設置報告を議会に対していつ行ったか。また報告はあったかなかったかどうか。

危機管理課長：堤防の冠水有という報告が10時30分に消防本部へ入った。一般的には平成橋の左岸下流部又は昭和橋右岸下流部で越水が始まる。最初の越水箇所に関しては、報告時刻の確認はできるが、実際に最初に越水が始まった場所と時間までは特定できない。報告としては平成橋左岸下流部で越水が始まったと10時59分に報告があった。議会に対する災害対策本部の設置に関しては報告を怠ってしまったのでお詫びしたい。

黒川議長：今後その点については十分注意いただきたい。

梅村議員：浸水対策として住民への周知はどうか。嵩上げや止水版の補助という行政サービスの周知をこれを機に徹底することも必要と思うがどうか。意見である。

塚本議員：災害後の対応はどうであるか。

危機管理課主幹：消毒に関して区長を通じて環境保全課へ申請してもらい消毒液を渡している。区長には災害報告書の提出時にご連絡している。今回の被害状況を税務課へ連絡し、税の減免の可能性について確認している。
(岩倉市デマンド型乗合タクシーの利用促進の取組について)

協働推進課長：資料に基づき説明

【質疑】

大野議員：アンケート結果を示すように。

協働推進課長：お示しする。

(五条川小学校放課後児童クラブ施設の進捗状況について)

子育て支援課長：資料に基づき説明

【質疑】

鈴木議員：地元からの要望は盛り込んでいるか。

子育て支援課長：地元への説明会等は実施したが、施設建設の中身についての意見はもらっていない。

鈴木議員：第六児童館の統廃合について、第六児童館がなくなると五条川小学校の中に第六児童館の機能を持ってくるということになる。その時に、この放課後児童クラブを使うのか、教室内に作るのか、あるいは放課後児童クラブに児童館としての機能を持たせるのか。

子育て支援課長：放課後児童クラブ単体として設計している。再配置により統廃合となった場合には、校舎と併せて児童館についても検討していく。

堀議員：建物はいくらか。

子育て支援課長：設計段階のため現時点では決まっていない。

大野議員：軽量鉄骨2階建ではないということでしょうか。

子育て支援課長：構造については、重量鉄骨造及び床面は防音フローリングで設計している。

大野議員：外壁はどういった仕上げか。

子育て支援課長：先回木造のような外観でどうかとの意見もあったが、木造は非常に難しいということで今の設計では木調を予定している。

（教育委員会会議・事業の日程について）

教育子ども未来部長：資料に基づき説明

【質疑】

堀議員：推進委員会の評価部会は傍聴可能か。

教育子ども未来部長：傍聴可能としている。

（後期高齢者医療保険料額決定通知書について）

市民窓口課長：資料に基づき説明

【質疑】

宮川議員：経費がかかっている。民間は処分対象だがどうか。

市民窓口課長：今回のような場合に報告する委員会があるので、現時点では処分を待ちたい。

木村議員：文面中にお詫びがない。今までも載せていなかったのかもしれないが、一言お詫び文を載せるべきではないか。

市民窓口課長：ご指摘のとおりだと思います。今回については、すでに発送済みのため今後はお詫び文を記載するようにする。

（道路陥没による車両損傷事故の示談について）

維持管理課長：資料に基づき説明

堀議員：どのように確認するか。

維持管理課長：パトロールによる点検。国に併せ道路点検を行っていきたい。

大野議員：起こったことは仕方ない。起きてしまったら早急な対応をするよう求める。

維持管理課長：掘らずに行う空洞調査もあるようなので、そうした方法について情報に留意しておきたい。

(不祥事に関する報告)

教育こども未来部長：口頭説明

大野議員：曾野小学校には保護者説明会をするか。

教育こども未来部長：弁護士等と相談しながらになるが、今のところ全体に対する説明会は考えていない。

(石仏駅東口の整理)

副市長：口頭説明

宮川議員：今まで石仏駅東側改札口設置にあたって、関係省庁からの補助に対する条件があると思うので計画的に進めてもらいたい。また、駅東の現在空き地になっている土地には、新築が建つ予定だと耳にしたので、方向性が決まったら具体的に交渉を進めてもらいたいかどうか。

副市長：道路の形状から、整備を進めるうえで既存の家屋が問題になってくる。経費的なことを考えるとお金がかかるので、現時点ではこれ以上の収用は考えていない。

宮川議員：新築を建てる予定の人と話をした際に、市のほうで計画があるのならセットバック等をする必要があるとの寛容な意見をいただいている。建ってからでは動かさないの、一定配慮してもらいたい。

副市長：一度訪問したいと思う。

榊谷議員：全額市の負担との説明だったが、東側に改札を設置する場合には新バリアフリー法に基づけば、国、自治体、業者が3分の1ずつ負担することになるが、すべてが岩倉市負担という話になっているのか。

秘書企画課統括主査：バリアフリー化に対しては、市が主体となり課題を明確にして国に申請をすると国、自治体、鉄道事業者が3分の1ずつ負担することになるが、駅のバリアフリー化と駅舎の新設は少し観点が違ってくる。例えば、エレベータの設置により片側の駅舎でバリアフリー化を行う場合は、先ほどのように3者で負担する方向になると思うが、今までの協議の中では東口の改札の設置とバリアフリー化は直結する問題ではないため、駅舎の新設はバリアフリー化には認められないとのことである。

榊谷議員：線路の片側にしか駅舎がない場合は、跨線橋の解消にもつながるので駅舎の新設ではなく、バリアフリー化の対象になると中部運輸局では

聞いてきたがどうか。

秘書企画課統括主査：跨線橋をどうするのかについては現状では明確になっていない。市としては両側に改札を設置した場合でも、跨線橋の必要性は一定あるのではないかと考えている。まずはその前提に立ち、今後計画が具体化した際に、市の負担を軽減する方法を模索していきたい。

大野議員：東西でトータルに考える必要がある。目先の問題として西側駅舎の手すりも必要でないか。

秘書企画課統括主査：基本的に東西の駅舎をセットでの整備が前提になるので、全体計画の中でどのような形が最適かを考えて交渉を進めていく。

黒川議長：この問題については、以前から市も要望を重ねており、議員の一般質問でも取り上げられているものがいよいよ実ろうとしており、大変重要な時期にさしかかっている。そのため、進展があれば引き続き全員協議会で報告を求めたい。また、土地を所有者に譲ってもらう必要があるなどナイーブな問題なので、議員各位においても十分配慮するようにしてもらいたい。

10 協議事項

健康（幸）都市いわくらについて

厚生文教常任委員会鬼頭委員長：発議主体について、議会と執行機関で協議、調整することとなっているが、執行機関中心で進めてもらったらどうかとの意見が出たのでこの場を借りて協議していきたい。

黒川議長：意見を聞きたい。

木村議員：執行機関側の考えを聞いてはどうか。

健康福祉部長：実際の宣言の案文の作成にあたり、今後市民参加の手続きを踏まえながら進めることになると思うので、執行機関を発議主体とするほうが良いのではないかと考える。

大野議員：厚生・文教常任委員会委員長一任

黒川議長：異議なしのため、この問題については厚生・文教常任委員会委員長に一任する。

11 その他

黒川議長：議長である私に関することについて、各議員の意見を伺う事態が発生した。座長を副議長と交代し私は説明側に回りたい。

梅村副議長：議長に関する件なので、ここからは副議長において進行する。7月18日午後1時くらいに市民からの投書がFAXにおいて送付された。その中身が議長のことについてであった。その文書は議長預かりとしているが、各議員も見てほしい。事務局配布を願う。

梅村副議長：各議員において読んでほしい。この件が終わったら、議長預かりの文書なので回収したい。

黒川議長：今配布された市民 J からの文書については 7 月 18 日午後 1 時頃に議会事務局あてに FAX されたものである。文中の黒塗りは個人を特定される恐れがあるところなのでこのようにした。内容は私が「岩倉市三世代同居住宅支援補助金及び岩倉市三世代近居住宅支援補助金の交付に関する要綱」に関して不当な要求をしたのではないかというものである。しかし不当な要求をした事実はない。経過説明すると、三世代同居近居の補助事業は、平成 29 年度当初予算に積算され、本年 3 月定例会において予算が議決されたところである。私は定例会終了後に通信を発行しているが、4 月発行の通信において、この補助事業について掲載したところである。通信を読まれた市民から内容を知りたいという電話を 4 月に受けた。その方には、細かい条件が示されていないので、市役所の担当にお聞き下さいと話をした。しばらくは、その市民の方からの連絡はなかった。6 月 20 日開催の全員協議会において、三世代同居近居支援事業要綱案の説明が執行機関からされた。翌 6 月 21 日に市民の方から以前聞いた住宅のことについて知りたいという電話を受けた。その方には、市役所にて担当者と話されてはどうかと話し、6 月 23 日午前 10 時に都市整備課の担当者と面談した。私は市民の方に同席した。市民の方からは、本年 4 月 1 日以後の契約では対象外になること、現在新築中で夏前には子が近居の予定であること、市が進めている移住定住の目的にかなうものであることなどの話をされた。担当者は「いま上司が不在であるため意見を伝えます」と述べられた。以上、私が関わった事実である。文書で指摘されている不当な要求はありません。以上です。

梅村副議長：議長が説明されたところではあるが、議員から意見や質問、確認したいことはあるか。

堀議員：この場でやるべきことなのか。慎重に進めなければならないと思う。例えば、この投書の情報が嘘だとすると個人を貶める目的のものになってしまい罪を問われることもある、逆に、この投書の内容が真実だとすると別の観点から執行機関に対する議会からの不当要求になるので違った場でやるべきではないか。

須藤議員：確認はしてあるか。

木村議員：該当者の方の契約時期や入居時期が読み取れない。明らかにこの方は、要綱に該当しないことが読み取れない。

梅村副議長：議長は文書中の市民の方に確認されたか。

黒川議長：確認していない。6月23日の市役所での同席以後は電話連絡、面談一切ない。

木村議員：契約時期や入居時期を議長は知らず同席したということで良いか。

宮川議員：議会基本条例の観点から行くと、このことが事実にして、事実でないにして、過去の反省に立ち、こうした案件については、職員が文書で求めることができると規定されている。そうしたことがされているのかも含めて確認は必要だと思うし、代表者会を通じて政治倫理審査会を開く必要があるのかを考える必要があるのではないか。

副議長：代表者会を開いて方向性を決める。異議はないか。

（異議なしと発言あり。）

副議長：代表者会を今後開く。事務局は資料を回収するように。以上で全員協議会を終了する。